

令和7年度（2025年度）後期ジュニアマイスター顕彰制度実施要項

1. ジュニアマイスター顕彰制度について

全国工業高等学校校長協会（以降、全工協）が工業系学科に在籍する生徒を対象に、在学中に取得した資格や合格した検定試験・各種競技・コンクール等での成績等をジュニアマイスター顕彰に係る区分表（以後、区分表）から得点に換算して申請を行い、合計得点に応じてジュニアマイスター・ブロンズ、ジュニアマイスター・シルバー、ジュニアマイスター・ゴールドの認定を受ける制度です。

2. 認定区分

申請の条件として区分表の教養系を除いた部分の点数が20点以上必要。

- ・ジュニアマイスター・ブロンズ・・・20点以上かつ30点未満
- ・ジュニアマイスター・シルバー・・・30点以上かつ45点未満
- ・ジュニアマイスター・ゴールド・・・45点以上

過去に認定を受けた生徒が申請する際も、改めて今期の「区分表」で得点の再計算を行う。

3. 申請方法

(1) 申請料

1名1申請につき500円

※いかなる場合でも、申請する度に申請料が必要。

※納入済みの申請料は返却しない。（誤った申請により認定されなかった場合も含む。）

(2) 申請マニュアルについて

全国工業高等学校校長協会 https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/ のジュニアマイスター顕彰のページに掲載する「電子申請マニュアル」をよく読むこと。

(3) 申請日

令和7年12月23日（火） 12:00～13:00

令和8年 1月 8日（木） 15:30～16:30

※追加申請（3年生のみ）

令和8年 2月17日（火） 12:30～13:30（3年家庭学習期間）

(4) 申請場所

3棟3階電気科情報実習室

(5) 申請手続

申請料と申請する資格の免状・証書のコピーを持参し各個人で電子申請を行う。

4. 区分表

ジュニアマイスター顕彰に係る区分表は、2棟1階中央階段横の掲示板で確認できます。また、全工協 Web サイトでも確認できます。

（https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/ のジュニアマイスター顕彰のページ）

5. 特別表彰について

表彰は原則、卒業年度のとし、次の①～⑤の全ての事項に該当すれば在学中に1度のみ受彰することができます。

①ジュニアマイスター・ゴールド（以下、ゴールド）の認定を受けているか、ゴールドを申請中であること。

②取得区分のSランクまたはAランクの資格*を取得していること。

③上位8つの資格*の合計得点が本年度後期の区分表で60点以上であること

（申請する資格*が8つ未満でも可。8つ以内の資格*の合計得点が60点以上でなければならない。）

④学校生活が充実し、他の模範となる生徒であると学校長が認めた生徒であること。

⑤過去に特別表彰を受けていないこと。

* 資格とは、区分表のうち区分1の表に記載されている資格・検定等のこと。

但し、区分2・区分3で大臣表彰を受賞したもの1つに限り上位8つの資格として認める。

6. 認定証の発行

①認定証の発行は令和8年2月20日頃、ただし、追加申請した場合は卒業式以降に交付します。

②認定証の名入れは6文字以内の名前に限る。（外字不可、対応文字コード：Unicode (UTF-8)）